

香川県報



号外6

平成16年

3月31日(水曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

規則
●香川県企業誘致条例施行規則 （産業政策課、観光振興課） 一

規則

香川県企業誘致条例施行規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第四十九号

香川県企業誘致条例施行規則

香川県工場等立地促進条例施行規則（昭和五十七年香川県規則第六十四号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、香川県企業誘致条例（平成十六年香川県条例第五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 投下固定資産額 当該対象施設の設置に必要な地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得価額をいう。
- 二 新規常用雇用者 当該対象施設の設置に伴い新たに増加する従業者のうち、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七条の規定による届出により、同法第九条第一項の確認を受けた者で、一週間の労働時間が三十時間以上であり、かつ、県内に住

所を有するものをいう。

三 新規短時間労働者 当該対象施設の設置に伴い新たに増加する従業者のうち、雇用保険法第七条の規定による届出により、同法第九条第一項の確認を受けた者で、一週間の労働時間が二十時間以上三十時間未満であり、かつ、県内に住所を有するものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（観光施設）

第三条 条例第二条第四号の規則で定める施設は、次のとおりとする。

一 遊園地（一定の広さを有する場所に樹木、池その他の自然の環境を有し、かつ、各種遊戯施設（硬貨、カード又は遊戯用メダル投入式娛樂装置のみを設置する施設を除く。）を配置し、一般公衆の利用に供する施設をいう。）

二 動物園（世界各地に生息する動物を相当数集め、飼育し、これらを組織的に一般に公開する施設をいう。）

三 水族館（魚類又は水生動物等を相当数集め、飼育し、これらを組織的に一般に公開する施設をいう。）

四 植物園（各種の植物を相当数集め、植栽し、これらを組織的に一般に公開する施設をいう。）

五 美術館（美術品を相当数收藏し、展示し、これらを組織的に一般に公開する施設をいう。）

六 博物館（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する各種資料を収集保管し、調査研究の上、展示し、これらを組織的に一般に公開する施設をいう。）

七 展望施設（高みより修景を展望することを目的として造られた建造物で、一般公衆の利用に供するものをいう。）

八 遊覧施設（瀬戸内海に面した水際にある遊覧船等を備えた一般公衆の利用に供する施設をいう。）

2 前項に定めるもののほか、一定の場所に同項各号に掲げる施設（以下「中核施設」という。）を複数設置し、又は中核施設の設置（複数の設置を含む。）とともに、その他の施設を設置することにより、全体として一体的かつ複合的に観光旅行者の利用に供さ

れるもので、統一した名称を使用する施設群（以下「複合観光施設」という。）において、これを構成する中核施設以外の施設のうち次に掲げる施設は、観光施設とする。

- 一 宿泊施設
- 二 物品販売施設
- 三 温泉施設
- 四 飲食施設
- 五 その他知事が特に認める施設

（指定の要件）

第四条 条例第三条第一項の規則で定める要件は、次の各号に掲げる対象施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 工場 次に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 当該工場の投下固定資産額（業務開始前三年以後のものに限る。）が土地の取得価額を除いて一億円以上であること。
 - ロ 助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数が十人以上であり、かつ、その申請前六月の各月末の新規常用雇用者が在職者数の平均が十人以上であること。
 - ハ 企業がその所有する県内の工場における業務を廃止して、これに代わる工場を設置する場合は、イ及びロに掲げるもののほか、新たに設置する工場の生産施設（物の製造工程又は加工工程を形成する機械及び装置が専ら設けられる部分をいう。以下同じ。）の面積が廃止する工場の生産施設の面積より増加すること。
- 二 試験研究施設 次に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 当該試験研究施設の投下固定資産額（業務開始前三年以後のものに限る。）が土地の取得価額を除いて一億円以上であること。
 - ロ 助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数が十人以上であり、かつ、その申請前六月の各月末の新規常用雇用者が在職者数の平均が十人以上であること。
 - ハ 企業がその所有する県内の試験研究施設における業務を廃止して、これに代わる試験研究施設を設置する場合は、イ及びロに掲げるもののほか、新たに設置する試験研究施設の試験研究の用に直接供される部分の面積が廃止する試験研究施設の試験研究の用に直接供される部分の面積より増加すること。
- 三 情報処理関連施設（コールセンターを除く。） 助成金の交付申請時の新規常用雇

用者の数が十人以上であり、かつ、その申請前六月の各月末の新規常用雇用者が在職者数の平均が十人以上であること。

- 四 情報処理関連施設（コールセンターに限る。） 助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数が五十人以上であり、かつ、その申請前六月の各月末の新規常用雇用者が在職者数の平均が五十人以上であること。
- 五 観光施設（複合観光施設を構成する施設以外の施設に限る。） 次に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 過去において条例第五条第一項の助成金の交付を受けた観光施設を譲り受け、若しくは賃借し、又はこれに付随する観光施設を設置するものでないこと。
 - ロ 当該観光施設の投下固定資産額（業務開始前三年から業務開始後一年までの間のものに限る。）が土地の取得価額を除いて一億円以上であること。
 - ハ 助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数が三十人以上であり、かつ、その申請前六月の各月末の新規常用雇用者が在職者数の平均が三十人以上であること。
 - ニ 観光施設（複合観光施設を構成する一の施設に限る。） 次に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 過去において条例第五条第一項の助成金の交付を受けた観光施設を譲り受け、若しくは賃借し、又はこれに付随する観光施設を設置するものでないこと。
 - ロ 当該観光施設の投下固定資産額（業務開始前三年から業務開始後一年までの間のものに限る。）が土地の取得価額を除いて五千万円以上であること。
 - ハ 助成金の交付申請時の当該観光施設の新規常用雇用者の数が一人以上であり、かつ、その申請前六月の各月末の新規常用雇用者が在職者数の平均が一人以上であること。
- 二 当該複合観光施設に設置される施設全体の投下固定資産額の合計が土地の取得価額を除いて一億円以上であること。
- ホ 助成金の交付申請時の当該複合観光施設に設置される施設全体の新規常用雇用者の数の合計が五十人以上であり、かつ、その申請前六月の各月末の当該複合観光施設に設置される施設全体の新規常用雇用者が在職者数の平均が五十人以上であること。
- ヘ 複合観光施設に設置された中核施設（複数の中核施設が設置された場合は、そのうちで最初に業務を開始したもの）の業務の開始の日から三年を経過していないこ

と。

(指定の申請)

第五条 条例第三条第三項の規定による申請は、当該対象施設の設置に係る工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結をしようとする日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した助成措置対象企業指定申請書(第一号様式)を知事に提出して行わなければならない。

- 一 企業の所在地及び名称並びにその代表者の氏名
 - 二 当該対象施設の名称及び所在地
 - 三 当該対象施設の施設計画
 - 四 投下固定資産額及び賃借料
 - 五 当該対象施設の新規常用雇用者及び新規短時間労働者の数
 - 六 当該対象施設の設置に係る工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結の予定年月日、当該対象施設の完成の予定年月日及び当該対象施設の業務開始の予定年月日
 - 七 その他知事が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - 一 事業の概要を記載した書類
 - 二 従業員の雇用計画を記載した書類
 - 三 環境施設等の設置計画を記載した書類
 - 四 資金調達計画を記載した書類
 - 五 環境保全の計画を記載した書類
 - 六 位置図、設置計画図及び平面図
 - 七 法人を設立しようとするものにあつては、次に掲げる書類
 - イ 定款
 - ロ 発起人又は社員の名簿
 - ハ 株式の引受け又は出資の状況又は見込みを記載した書類
 - ニ 既存の法人にあつては、次に掲げる書類
 - イ 定款及び登記簿の謄本
 - ロ 最終の営業報告書、貸借対照表、損益計算書、利益金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財務及び損益の状況を知ることができる書類

ハ 法人の沿革及び現況を記載した書類

九 その他知事が必要と認める書類

3 複合観光施設を構成する一の施設を設置しようとする企業は、第二項の申請書に、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 複合観光施設の事業の概要を記載した書類
 - 二 複合観光施設の投下固定資産額を記載した書類
 - 三 複合観光施設の従業員の雇用計画を記載した書類
 - 四 複数の企業で複合観光施設を設置しようとするときは、その参加企業の同意書
- 4 前三項に定めるもののほか、複合観光施設を構成する一の施設を設置しようとする企業の指定の申請について必要な事項は、別に定める。

(指定の通知)

第六条 知事は、条例第三条第一項の指定をしたときは、助成措置対象企業指定書(第二号様式)を交付するものとする。

2 知事は、条例第三条第二項の規定により指定に条件を付したときは、前項の指定書にその条件を記載するものとする。

(変更の届出)

第七条 指定企業は、当該対象施設の業務の開始の前日に、第五条第一項に規定する事項又は同条第二項に規定する図書若しくは同条第三項に規定する書類の記載事項について変更があつたときは、遅滞なく、変更届出書(第三号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(承継の届出)

第八条 合併等により指定企業の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、承継届出書(第四号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、その承継を証する書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(工事着手等の届出)

第九条 指定企業は、当該対象施設の設置に係る工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結をしたときは、遅滞なく、工事着手等届出書(第五号様式)を知事に提出しな

ければならない。

2 前項の届出書には、知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(業務の開始の届出)

第十条 指定企業は、当該対象施設において業務を開始したときは、遅滞なく、業務開始届出書(第六号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、業務の開始時における当該対象施設の現状を示す図書を添付しなければならない。

(業務廃止等の届出)

第十一条 指定企業は、当該対象施設の業務を廃止し、又は休止したときは、遅滞なく、業務廃止(休止)届出書(第七号様式)を知事に提出しなければならない。

(助成金の額の算定)

第十二条 条例第五条第一項の規則で定めるところにより算出した額は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、助成金の額の算定について必要な事項は、別に定める。

(助成金の限度額)

第十三条 条例第五条第一項の助成金の額は、一指定企業につき五億円を限度とする。

2 複合観光施設内の指定企業に対する助成金の額は、前項の規定にかかわらず、一の複合観光施設内の指定企業全体で五億円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第十四条 条例第五条第二項の規定による申請は、工場、試験研究施設及び情報処理関連施設(コールセンターを除く。)にあつては業務開始後一年以内に、情報処理関連施設(コールセンターに限る。)及び観光施設にあつては業務開始の日から三年間について一年を経過するごとに、次に掲げる事項を記載した助成金交付申請書(第八号様式)を知事に提出して行わなければならない。

一 企業の所在地及び名称並びにその代表者の氏名

二 当該対象施設の名称及び所在地

三 交付を受けようとする助成金の額及びその算定の基礎

四 その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、知事は、特段の事情があると認めるときは、その交付申請の時期を変更することができる。

4 前三項に定めるもののほか、複合観光施設内の指定企業の助成金の交付申請について必要な事項は、別に定める。

(助成金の交付決定の通知)

第十五条 知事は、条例第五条第三項の規定により助成金の交付決定をしたときは、助成金交付決定通知書(第九号様式)を交付するものとする。

(香川県補助金等交付規則の適用)

第十六条 条例第五条第一項の助成金は、香川県補助金等交付規則(平成十五年香川県規則第二十八号)第二条第三号に規定するものとする。

(証券の様式)

第十七条 条例第九条第二項の証券は、第十号様式によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第二項の規定の適用を受けた対象施設、この規則の施行の前日に工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結をし、同日以後に設置される対象施設及び平成十六年四月一日から同年五月三十一日までの間に工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結をしようとする対象施設に係る改正後の香川県企業誘致条例施行規則第五条第一項の規定の適用については、同項中「当該対象施設の設置に係る工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結をしようとする日の三十日前までに」とあるのは、「平成十六年五月三十一日(同日前に業務を開始する場合にあつては、業務を開始する日の前日)までに」とする。

3 前項に規定する対象施設に係る指定企業については、改正後の香川県企業誘致条例施行規則第九条の規定は、適用しない。

(この規則の失効)

4 この規則は、平成二十一年三月三十一日限り、その効力を失う。
(香川県における工場等立地促進のための県税の特別措置条例施行規則の一部改正)

5 香川県における工場等立地促進のための県税の特別措置条例施行規則（平成十四年香川県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

題名中「工場等立地促進」を「企業誘致」に改める。

第一条中「香川県における工場等立地促進のための県税の特別措置条例」を「香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例」に改める。

第四条を第五条とする。

第三条の見出しを「（申請書の記載事項等）」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第四条とする。

2 条例第四条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 当該施設を構成する家屋及び条例第二条に規定する減価償却資産の取得価額を証明するに足る書類

二 不動産の取得年月日を証明するに足る書類

三 土地にあつては、次に掲げる書類

イ 土地における家屋の位置を表示した配置図

ロ 家屋の建設着手予定年月日又は建設着手年月日を証明するに足る書類

四 家屋にあつては、その各室の面積を表示した平面図

五 当該施設において常時使用の従業者として新たに雇用した県内に住所を有している者の人数を証明するに足る書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第二条中「第二条第三号」を「第二条第二号ホ」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（条例第二条第二号ニの法人）

第二条 条例第二条第二号ニの規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 地域振興整備公団

二 土地開発公社

附則第一項中「第二条」を「第三条」に改める。

別表（第十二条関係）

一 工場の助成金の算定

区分	算定額
1 新築又は増築による設置 （一） 県が管理する工業団地又は産業集積のために必要があると知事が認める一団の土地の区域（以下「産業支援団地」という。）に設置する場合	投下固定資産額（土地の取得価額については設置に係る工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結の日前三年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前三年以後に取得したものに限り、）に百分の十（特定分野工場にあつては、百分の十二）を乗じて得た額
（二） 市町又は市町土地開発公社の管理する工業団地に設置する場合	土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の日前三年以後に取得したものに限り、）に百分の十（特定分野工場にあつては、百分の十二）を乗じて得た額
（三） その他の場合	土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の日前三年以後に取得したものに限り、）に百分の五（特定分野工場にあつては、百分の六）を乗じて得た額
2 新築又は増築以外の設置	土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の日前三年以後に取得したものに限り、）に百分の五（特定分野工場にあつては、百分の六）を乗じて得た額

備考

1 この表において「特定分野工場」とは、環境関連分野（廃棄物処理・リサイクル装置を製造する事業、環境浄化・環境保全装置を製造する事業、環境調和型製品を製造する事業その他これらに類する事業をいう。）、医療・福祉関連分野（在宅医療関連機器を製造する事業、高度医療機器を製造する事業、福祉用具を製造する事業、健康機器を製造する事業その他これらに類する事業をいう。）、情報通信関連分野（情報通信機器を製造する事業、情報通信機器製造装置を製造する事業その他これらに類する事業をいう。）、バイオテクノロジー関連分野（バイオテクノロジーを応用した食品、医薬品、化粧品等を製造する事業、バイオテ

<p>クノロジーを利用した機器を製造する事業、バイオテクノロジーを利用するための解析・分析装置を製造する事業その他これらに類する事業をいう。)及びナノテクノロジー関連分野(ナノテクノロジーを応用した電子・情報分野の製造業、ナノテクノロジーを応用したバイオ・医療分野の製造業、ナノテクノロジーを応用したマテリアル・機械分野の製造業その他これらに類する事業をいう。)の工場をいう。</p> <p>2 県内の工場における業務を廃止して、これに代わる工場を設置した場合の助成金の額の算定は、別に定める方法による。</p> <p>二 試験研究施設の助成金の算定</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="997 168 1045 560">区 分</th> <th data-bbox="997 560 1045 1120">算 定 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="917 168 997 560">1 県が管理する工業団地又は産業支援団地に設置する場合</td> <td data-bbox="917 560 997 1120">投下固定資産額(土地の取得価額については設置に係る工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結の日前三年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前三年以後に取得したものに限り。)に百分の十五を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 168 917 560">2 市町又は市町土地開発公社の管理する工業団地に設置する場合</td> <td data-bbox="678 560 917 1120">土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日前三年以後に取得したものに限り。)に百分の十五を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="558 168 678 560">3 その他の場合</td> <td data-bbox="558 560 678 1120">土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日前三年以後に取得したものに限り。)に百分の七・五を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 県内の試験研究施設における業務を廃止して、これに代わる試験研究施設を設置した場合の助成金の額の算定は、別に定める方法による。</p> <p>三 情報処理関連施設の助成金の算定</p> <p>イ コールセンター以外の情報処理関連施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="327 168 375 560">算 定 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="231 168 327 1120">土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日前三年以後に取得したものに限り。)に百分の十を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	算 定 額	1 県が管理する工業団地又は産業支援団地に設置する場合	投下固定資産額(土地の取得価額については設置に係る工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結の日前三年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前三年以後に取得したものに限り。)に百分の十五を乗じて得た額	2 市町又は市町土地開発公社の管理する工業団地に設置する場合	土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日前三年以後に取得したものに限り。)に百分の十五を乗じて得た額	3 その他の場合	土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日前三年以後に取得したものに限り。)に百分の七・五を乗じて得た額	算 定 額	土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日前三年以後に取得したものに限り。)に百分の十を乗じて得た額	<p>ロ コールセンター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1324 1164 1372 1556">区 分</th> <th data-bbox="1324 1556 1372 2110">算 定 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1244 1164 1324 1556">1 業務の開始の日から二年を経過した場合</td> <td data-bbox="1244 1556 1324 2110">次に掲げる額の合計額 (一) 土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日前三年から業務の開始の日後一年を経過する日までの間に取得したものに限り。)に百分の十を乗じて得た額 (二) 事務所賃借料の年額の二分の一に相当する額(上限二千万円) (三) 通信回線使用料(知事の認めるものに限る。以下同じ。)の年額の二分の一に相当する額(上限二千万円) (四) 通信機器賃借料(知事の認めるものに限る。)の年額の二分の一に相当する額(上限二千万円) (五) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前六月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数に三千万円を乗じて得た額 (六) 助成金の交付申請時の新規短時間労働者数とその申請前六月の各月末の新規短時間労働者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数に十五万円を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1164 1244 1556">2 業務の開始の日から二年を経過した場合</td> <td data-bbox="486 1556 1244 2110">次に掲げる額の合計額 (一) 土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日後一年を経過した日の翌日から業務の開始の日後二年を経過する日までの間に取得したものに限り。)に百分の十を乗じて得た額 (二) 事務所賃借料の年額の二分の一に相当する額(上限二千万円) (三) 通信回線使用料の年額の二分の一に相当する額(上限二千万円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	算 定 額	1 業務の開始の日から二年を経過した場合	次に掲げる額の合計額 (一) 土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日前三年から業務の開始の日後一年を経過する日までの間に取得したものに限り。)に百分の十を乗じて得た額 (二) 事務所賃借料の年額の二分の一に相当する額(上限二千万円) (三) 通信回線使用料(知事の認めるものに限る。以下同じ。)の年額の二分の一に相当する額(上限二千万円) (四) 通信機器賃借料(知事の認めるものに限る。)の年額の二分の一に相当する額(上限二千万円) (五) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前六月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数に三千万円を乗じて得た額 (六) 助成金の交付申請時の新規短時間労働者数とその申請前六月の各月末の新規短時間労働者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数に十五万円を乗じて得た額	2 業務の開始の日から二年を経過した場合	次に掲げる額の合計額 (一) 土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日後一年を経過した日の翌日から業務の開始の日後二年を経過する日までの間に取得したものに限り。)に百分の十を乗じて得た額 (二) 事務所賃借料の年額の二分の一に相当する額(上限二千万円) (三) 通信回線使用料の年額の二分の一に相当する額(上限二千万円)
区 分	算 定 額																	
1 県が管理する工業団地又は産業支援団地に設置する場合	投下固定資産額(土地の取得価額については設置に係る工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結の日前三年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前三年以後に取得したものに限り。)に百分の十五を乗じて得た額																	
2 市町又は市町土地開発公社の管理する工業団地に設置する場合	土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日前三年以後に取得したものに限り。)に百分の十五を乗じて得た額																	
3 その他の場合	土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日前三年以後に取得したものに限り。)に百分の七・五を乗じて得た額																	
算 定 額																		
土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日前三年以後に取得したものに限り。)に百分の十を乗じて得た額																		
区 分	算 定 額																	
1 業務の開始の日から二年を経過した場合	次に掲げる額の合計額 (一) 土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日前三年から業務の開始の日後一年を経過する日までの間に取得したものに限り。)に百分の十を乗じて得た額 (二) 事務所賃借料の年額の二分の一に相当する額(上限二千万円) (三) 通信回線使用料(知事の認めるものに限る。以下同じ。)の年額の二分の一に相当する額(上限二千万円) (四) 通信機器賃借料(知事の認めるものに限る。)の年額の二分の一に相当する額(上限二千万円) (五) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前六月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数に三千万円を乗じて得た額 (六) 助成金の交付申請時の新規短時間労働者数とその申請前六月の各月末の新規短時間労働者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数に十五万円を乗じて得た額																	
2 業務の開始の日から二年を経過した場合	次に掲げる額の合計額 (一) 土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日後一年を経過した日の翌日から業務の開始の日後二年を経過する日までの間に取得したものに限り。)に百分の十を乗じて得た額 (二) 事務所賃借料の年額の二分の一に相当する額(上限二千万円) (三) 通信回線使用料の年額の二分の一に相当する額(上限二千万円)																	

3 業務の開始の日から三年を経過した場合

次に掲げる額の合計額

- (一) 土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の日後二年を経過した日の翌日から業務の開始の日後三年を経過する日までの間に取得したものに限り。）に百分の十を乗じて得た額
- (二) 事務所賃借料の年額の二分の一に相当する額（上限二千万円）
- (三) 通信回線使用料の年額の二分の一に相当する額（上限二千万円）
- (四) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前六月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数から、1の項の(五)に規定する人数と2の項の(四)に規定する人数を合計した人数を減じた人数（負の場合は、零人とする。）に三十万円を乗じて得た額
- (五) 助成金の交付申請時の新規短時間労働者数とその申請前六月の各月末の新規短時間労働者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数から1の項の(六)に規定する人数を減じた人数（負の場合は、零人とする。）に十五万円を乗じて得た額

四 観光施設の助成金の算定

区 分	算 定 額
1 業務の開始の日から一年を経過した場合	次に掲げる額の合計額 (一) 家屋に係る投下固定資産額（業務の開始の日前三年から業務の開始の日後一年を経過する日までの間に取得したものに限り。）に百分の十を乗じて得た額 (二) 償却資産に係る投下固定資産額（業務の開始の日前三年から業務の開始の日後一年を経過する日までの間に取得したものに限り。）に百分の二十を乗じて得た額 (三) 家屋及び償却資産に係る賃借料（知事の認めるものに限り。以下同じ。）の年額の二分の一に相当する額（上限五千万円） (四) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前六月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数に三十万円を乗じて得た額 (五) 助成金の交付申請時の新規短時間労働者数とその申請前六月の各月末の新規短時間労働者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数に十五万円を乗じて得た額
2 業務の開始の日から二年を経過した場合	次に掲げる額の合計額 (一) 家屋に係る投下固定資産額（業務の開始の日後一年を経過した日の翌日から業務の開始

労働者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数から、1の項の(六)に規定する人数と2の項の(五)に規定する人数を合計した人数を減じた人数（負の場合は、零人とする。）に十五万円を乗じて得た額

3 業務の開始の日から三年を経過した場合

開始の日後二年を経過する日までの間に取得したものに限る。)に百分の十を乗じて得た額

(二) 償却資産に係る投下固定資産額(業務の開始の日後一年を経過した日の翌日から業務の開始の日後二年を経過する日までの間に取得したものに限る。)に百分の二十を乗じて得た額

(三) 家屋及び償却資産に係る賃借料の年額の二分の一に相当する額(上限五千万円)

(四) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前六月の各月末の新規常用雇用者数から1の項の四に規定する人数を減じた人数(負の場合は、零人とする。)に三十万円を乗じて得た額

(五) 助成金の交付申請時の新規短時間労働者数とその申請前六月の各月末の新規短時間労働者数から1の項の(五)に規定する人数を減じた人数(負の場合は、零人とする。)に十五万円を乗じて得た額

次に掲げる額の合計額

(一) 家屋に係る投下固定資産額(業務の開始の日後二年を経過した日の翌日から業務の開始の日後三年を経過する日までの間に取得したものに限る。)に百分の十を乗じて得た額

(二) 償却資産に係る投下固定資産額(業務の開始の日後二年を経過した日の翌日から業務の開始の日後三年を経過する日までの間に取得したものに限る。)に百分の二十を乗じて得た額

(三) 家屋及び償却資産に係る賃借料の年額の二分の一に相当する額(上限五千万円)
(四) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前六月の各月末の新規常用雇用者数から、1の項の(四)に規定する人数と2の項の(四)に規定する人数を合計した人数を減じた人数(負の場合は、零人とする。)に三十万円を乗じて得た額
(五) 助成金の交付申請時の新規短時間労働者数とその申請前六月の各月末の新規短時間労働者数から、1の項の(五)に規定する人数と2の項の(五)に規定する人数を合計した人数を減じた人数(負の場合は、零人とする。)に十五万円を乗じて得た額

第1号様式(第5条関係)

(その1)

(日本工業規格A列4番)

助成措置対象企業指定申請書(工場)

年 月 日

香 川 県 知 事

殿

申 請 者

所在地

名 称

代表者の氏名

印

(担当者名)

(電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 工場の名称

2 工場の所在地

3 施設計画

区 分	既 存 施 設	新たに設置する施設	計
敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
生 産 施 設 の 面 積	m ²	m ²	m ²

(注意) 申請者が所有する県内の工場における業務を廃止して、これに代わる工場を設置する場合にあっては、業務を廃止する工場の敷地面積、建築面積及び生産施設の面積を既存面積の欄に記載し、計の欄は記載しないこと。

4 投下固定資産額

円

〔	土 地	円 (m ² 、	年 月 日取得)	〕
	家 屋	円			
	償却資産	円			

5 従業員数

新規常用雇用者の数

人

ただし、申請者の県外の事業場に勤務している従業員で今回設置の施設に勤務することとなる者を除く。

6 設置計画

(1) 着手(契約) 予定年月日

年 月 日

(2) 完成予定年月日

年 月 日

(3) 業務開始予定年月日

年 月 日

7 添付図書の目録

(その2)

(日本工業規格A列4番)

香
川
県
報

平成十六年三月三十一日

助成措置対象企業指定申請書 (試験研究施設)

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

申 請 者

所在地

名 称

代表者の氏名

㊞

(担当者名)

(電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 試験研究施設の名称

2 試験研究施設の所在地

3 施設計画

区 分	既 存 施 設	新たに設置する施設	計
敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
試験研究の用に直接供される部分の面積	m ²	m ²	m ²

(注意) 申請者が所有する県内の試験研究施設における業務を廃止して、これに代わる試験研究施設を設置する場合にあっては、業務を廃止する試験研究施設の敷地面積、建築面積及び試験研究の用に直接供される部分の面積を既存面積の欄に記載し、計の欄は記載しないこと。

4 投下固定資産額 円

{	土 地	円 (m ² 、	年 月 日取得)
	家 屋	円		
	償却資産	円		

5 従業員数

新規常用雇用者の数 人

ただし、申請者の県外の事業場に勤務している従業員で今回設置の施設に勤務することとなる者を除く。

6 設置計画

- (1) 着手 (契約) 予定年月日 年 月 日
- (2) 完成予定年月日 年 月 日
- (3) 業務開始予定年月日 年 月 日

7 添付図書の目録

(号外六)

一〇

(その3)

(日本工業規格A列4番)

助成措置対象企業指定申請書 (情報処理関連施設)

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

申 請 者

所在地

名 称

代表者の氏名

㊟

(担当者名)

(電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 情報処理関連施設の名称

2 情報処理関連施設の所在地

3 施設計画

敷地面積

㎡

建築面積

㎡

情報処理の用に直接供される部分の面積

㎡

4 投下固定資産額

円

〔	土 地	円 (㎡、	年 月 日取得)	〕
	家 屋	円			
	償却資産	円			

5 賃借料 (年間)

事 務 所

円

機 器 (5年以上のリースに限る。)

円

6 従業員数

新規常用雇用者の数

人

新規短時間労働者の数

人

ただし、申請者の県外の事業場に勤務している従業員で今回設置の施設に勤務することとなる者を除く。

7 設置計画

(1) 着手 (契約) 予定年月日

年 月 日

(2) 完成予定年月日

年 月 日

(3) 業務開始予定年月日

年 月 日

8 添付図書の目録

(その4)

(日本工業規格A列4番)

助成措置対象企業指定申請書 (観光施設)

年 月 日

香 川 県 知 事

殿

申 請 者

所在地

名 称

代表者の氏名

Ⓜ

(担当者名)

(電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 観光施設の名称

2 観光施設の所在地

3 施設計画

敷地面積

m²

建築面積

m²

観光施設部分の面積

m²

4 投下固定資産額

円

{	土 地	円 (m ² 、	年 月 日取得)	}
	家 屋	円			
	償却資産	円			

5 賃借料 (年間)

家 屋

円

償却資産

円

6 従業員数

新規常用雇用者の数

人

新規短時間労働者の数

人

ただし、申請者の県外の事業場に勤務している従業員で今回設置の施設に勤務することとなる者を除く。

7 設置計画

(1) 着手 (契約) 予定年月日

年 月 日

(2) 完成予定年月日

年 月 日

(3) 業務開始予定年月日

年 月 日

8 添付図書の目録

(その5)

(日本工業規格A列4番)

助成措置対象企業指定申請書 (複合観光施設)

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

申 請 者

所在地

名 称

代表者の氏名

㊟

(担当者名)

(電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 観光施設の名称

2 観光施設の所在地

3 施設計画

敷地面積

m²

建築面積

m²

観光施設部分の面積

m²

複合観光施設敷地面積

m²

複合観光施設建築面積

m²

4 投下固定資産額

円

┌	土 地	円 (m ² 、	年 月 日取得)	┐
	家 屋	円			
	償却資産	円			

5 賃借料 (年間)

家 屋

円

償却資産

円

6 従業員数

新規常用雇用者の数

人

新規短時間労働者の数

人

ただし、申請者の県外の事業場に勤務している従業員で今回設置の施設に勤務することとなる者を除く。

7 設置計画

(1) 着手 (契約) 予定年月日

年 月 日

(2) 完成予定年月日

年 月 日

(3) 業務開始予定年月日

年 月 日

8 添付図書の目録

助成措置対象企業指定書

所在地
名 称
代表者の氏名

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により、助成措置対象企業として指定します。

年 月 日

香 川 県 知 事 印

1 指定番号

第 号

2 施設の名称

3 施設の所在地

4 指定の条件

第3号様式(第7条関係)

(日本工業規格A列4番)

変更届出書

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ㊟

次のとおり変更があったので、香川県企業誘致条例施行規則第7条第1項の規定に基づき届け出ます。

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 指定の年月日及び番号

年 月 日 第 号

4 変更の内容

(1) 香川県企業誘致条例施行規則第5条第1項に規定する事項

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	変 更 理 由

(2) 香川県企業誘致条例施行規則第5条第2項に規定する図書又は同条第3項に規定する書類の記載事項

図書名又は書類名及び変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	変 更 理 由

5 添付書類の目録

承 継 届 出 書

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ⑩

次のとおり承継したので、香川県企業誘致条例施行規則第8条第1項の規定に基づき届け出ます。

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 被承継人

所在地
名 称
代表者の氏名

4 承継の年月日

年 月 日

5 承継に関する事実

6 指定の年月日及び番号

年 月 日 第 号

7 添付書類の目録

第5号様式(第9条関係)

(日本工業規格A列4番)

工 事 着 手 等 届 出 書

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ⑩

次の施設の設置の工事に着手(契約締結)したので、香川県企業誘致条例施行規則第9条第1項の規定に基づき届け出ます。

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 指定の年月日及び番号

年 月 日 第 号

4 工事着手(契約締結)年月日

年 月 日

5 添付書類の目録

業 務 開 始 届 出 書

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ⑩

次の施設における業務を開始したので、香川県企業誘致条例施行規則第10条第1項の規定に基づき届け出ます。

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 指定の年月日及び番号

年 月 日 第 号

4 業務の開始年月日

年 月 日

5 添付図書の目録

第7号様式 (第11条関係)

(日本工業規格A列4番)

業務廃止 (休止) 届出書

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ⑩

次の施設における業務を^{廃止}_{休止}したので、香川県企業誘致条例施行規則第11条の規定に基づき届け
出ます。

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 指定の年月日及び番号

年 月 日 第 号

4 業務の開始年月日

年 月 日

5 廃止 (休止) 年月日

年 月 日

6 廃止 (休止) 理由

7 業務を廃止した場合にあっては、廃止後の施設の跡地の利用方法

8 業務を休止した場合にあっては、業務の再開予定年月日

年 月 日

助成金交付申請書

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ⑩

香川県企業誘致条例第5条第1項の規定により助成金の交付を受けたいので、同条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 指定の年月日及び番号

年 月 日 第 号

- 4 交付を受けようとする助成金の額 円

- 5 算定の基礎

- 6 添付書類の目録

助成金交付決定通知書

所在地
名 称
代表者の氏名

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付については、香川県企業誘致条例第5条第3項の規定により次のとおり決定したので、香川県企業誘致条例施行規則第15条の規定に基づき通知します。

年 月 日

香 川 県 知 事 印

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 指定の年月日及び番号

年 月 日 第 号

4 助成金の額

円

第10号様式 (第17条関係)
(表)

8.5センチメートル

写真

身 分 証 明 書

第 号

所 属
職 名
氏 名

年 月 日生

上記の者は、香川県企業誘致条例第9条第1項の規定による立入調査をすることができる職員であることを証明する。

年 月 日発行

香川県知事 印

9センチメートル

(裏)

香川県企業誘致条例 (抜粋)

(報告及び調査)

第9条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、指定企業に対して報告を求め、又はその職員に、当該対象施設その他の事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。